

栃木南部農業水利事業

高収益作物導入等普及検討業務

特 別 仕 様 書

関東農政局栃木南部農業水利事業所

第1章 総則 (適用範囲)												
第1-1条	栃木南部農業水利事業 高収益作物導入等普及検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。											
(目 的)												
第1-2条	本業務は、栃木南部農業水利事業の推進に資するため、地区内における高収益作物導入・拡大の推進を図るための調査・検討等を行うものである。											
(場 所)												
第1-3条	本業務の施行場所は、栃木県栃木市、小山市及び野木町の2市1町で、「国営栃木南部土地改良事業計画概要図」に示すとおりである。											
(一般事項)												
第1-4条	業務請負契約書及び共通仕様書に記載されている以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 業務実施の順序、方法等について作業前に業務計画書を監督職員に提出し、密接な連絡を取り、業務に円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (4) 関係機関への聞き取り調査は、受注者において連絡調整のうえ実施することを想定している。											
(管理技術者)												
第1-5条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、次のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング グマネージャー</td><td colspan="2">農業土木</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	シビルコンサルティング グマネージャー	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目										
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画										
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画										
シビルコンサルティング グマネージャー	農業土木											

	農業土木技術管理士	—	—
	博 士	当該業務に該当する技術部門	

(担当技術者)
第 1－6 条

(配置技術者の確認)
第 1－7 条

(保険加入)
第 1－8 条

第 2 章 作業条件
(貸与資料)
第 2－1 条

(貸与資料の取扱い)
第 2－2 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

資 料 名	数量
平成 24 年度 栃木南部地区営農計画作成及び土地所有状況調査業務	1 式
栃木南部地区全体実施設計書	1 式
国営栃木南部土地改良事業計画書	1 式
国営栃木南部土地改良事業の概要	1 式
令和 3 年度 栃木南部農業水利事業 高収益作物導入拡大検討業務 報告書	1 式
令和 4 年度 栃木南部農業水利事業 高収益作物導入拡大検討その 2 業務 報告書	1 式
令和 5 年度 栃木南部農業水利事業 高収益作物導入拡大検討その 3 業務 報告書	1 式

第 2-1 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第 3 章 業務内容 (作業項目) 第 3 - 1 条 (作業の留意点) 第 3 - 2 条 第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4 - 1 条 第 5 章 成果物等 (成果物) 第 5 - 1 条	(2) 貸与資料は本業務に支障ない範囲の時期に貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 第 2-1 条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。 本業務における作業項目は、別紙 1「作業項目内訳表」に示すとおりである。 業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条に示す貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階 第 2 回 中間打合せ 最終回 成果とりまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打ち合わせ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
--	--

(成果品の提出先) 第 5 - 2 条	成果物の提出先は以下のとおりとする。 栃木県小山市中央町 3 - 7 - 1 ロブレビル 7 階 関東農政局栃木南部農業水利事業所
(技術提案の履行) 第 5 - 3 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時まで履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3-1 条に示す「作業項目」に変更が生じた場合。 (2) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	内 容	作業実施欄	
		当初	変更
1. 準備作業	現地調査及び貸与資料の内容の把握を行い、作業計画を樹立する。	○	
2. 高収益作物の導入状況の調査・整理	当地区内の高収益作物の導入状況を調査し整理する。	○	
3. 高収益作物導入等の普及資料作成			
3-(1). 地区内作付体系調査	関係機関への聞き取り等により、地区内の作付状況(例:水稲・麦等の2毛作)や県やJAが推奨している輪作体系を調査し比較整理を行うとともに、考察する。	○	
3-(2). ほ場内排水対策推奨 エリア図の作成	地区内におけるほ場整備事業の整備概要等を調査整理する。また、これらを踏まえたうえで、関係機関への聞き取り等により、ほ場レベルでのほ場内排水対策を推奨するエリアを検討し、エリア図を作成する。	○	
3-(3). 輪作体系の検討及び高収益作物等導入作付体系の作成	ブロッコリー栽培の輪作体系を調査整理のうえ、3-(1). で調査した現況にブロッコリー栽培を導入した場合の輪作体系を検討する。併せて、ほ場内排水対策を施工する場合の作業体系についても検討を行い、高収益作物等導入作付体系(ブロッコリー)として作成する。	○	
3-(4). 優遇施策等の調査・整理	ほ場内排水対策やブロッコリーの導入、及び新規参入に係る国・県・市町・JA等における優遇施策や補助事業等を調査し、これらの施策等の概要を整理する。	○	
3-(5). パンフレットの拡充	3-(1). ～(4). を基に総合的な整理を行い、既存パンフレットに項目(ほ場内排水対策推奨エリア図、高収益作物等導入作付体系(ブロッコリー)、優遇施策等)を追加する等、パンフレットの拡充や情報の精査を行う。 また、拡充したパンフレットは、関係機関へ意見の聞き取りを行い、発注者と協議のうえ、内容への反映を行うものとする。 なお、拡充したパンフレットは、一般農家や新規参入者向けを想定した内容・装丁を検討し、提案するものとする。	○	
4. 営農検討部会への出席	栃木南部地区国営土地改良事業推進協議会営農検討部会への出席、議事録の作成を行う。 なお、工期内に営農検討部会を1回開催する予定であり(令和7年3月頃を想定)、営農検討部会での説明資料は、3. で取りまとめたパンフレットを想定している。	○	
5. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○	